

2019年11月29日

大阪弁護士会 人権擁護委員会 様

松田幹雄

2019年11月19日付で照会のあった件について以下の通り回答します。

【質問事項1】「規律性」等の評価項目について自己評価に抵抗感があり記入できないという理由・心情をよく詳しく説明して下さい。

【回答】私には、30数年の教員生活の経験を通して確立してきた、生徒にかかわるときに大切にしたい立場があります。それは、経済力や表面的な能力を基準にした世間的な価値観の中で、人間としての誇りが持てない状況に置かれたがちな生徒に寄り添い、同じ側で生きる教員でありたいということです。(参考:「えらいこっちゃん 大阪の教育」トーク骨子)

自己目標を立てて、その達成度を自己評価することはできると思いますが、2018年度から導入された大阪市人事考課制度では、業務遂行上発揮された能力を、大阪市教委が決めた評価項目と観点で自己評価せよとされていることに抵抗感があるということです。

例えば「公共性」という項目があり、評価の観点(着眼点)は、「幼児・児童・生徒・保護者等の要請を正しく理解するとともに、丁寧かつ公正・公平・誠実な態度で接していたか」となっています。この観点の中の「幼児・児童・生徒・保護者等の要請を正しく理解」や「公正・公平・誠実な態度」をどのようなものと理解するかは、人によって、立場によって大きく違うと思います。私が重視するのは、テストの点・成績で評価される学校の中で、生活が厳しく、勉強がしんどい生徒や保護者と、まず、本音で話せる関係になることです。しかしながら、この観点を設定した市教委の最近の教育方針は、学力テストの成績を最も重視し、自己責任で競争に勝ち抜かせることです。そのような教育観に立った「保護者等の要請を正しく理解」や「公正・公平」は私の考えとは大きく異なるものだと考えられます。市教委の観点で私が発揮した能力を自己評価せよと言われても「そうします」とは言えません。

申立書にも書きましたが、「規則性」の評価の着眼点は、「教職員としての自覚と認識を持ち、服務規律を遵守するとともに、管理職の指示・命令に従い誠実に業務を遂行していたか」ですが、私は、「君が代」を起立・齊唱せず、戒告処分を受け、処分取り消しを大阪市人委員会に申し立てています。教育公務員としての職責に照らして、起立・齊唱職務命令には従えないと思ったからです。(参考:「えらいこっちゃん 大阪の教育」トーク骨子)私が、市教委の設定した「規律性」の評価の着眼点に沿って自己評価することは自己矛盾に陥ることになります。

能力評価の1項目は「指導育成力」の評価の着眼点は「教職員間で能力・適正に応じて、指導・助言・意見交換などを行い、人材を育てる職場づくりに取り組んでいたか」であり、それ自身に異論があるわけではありませんが、自分の発揮した能力を1~5のどの数字で

評価すべきか、その根拠を明確にできません。結局、記入する数字が管理職にどう思われるかくらいしかなく、どうせきちんと評価なんてできないと割り切って適当な数字を書き込むしかないのだと思います。「自己評価はできないのでしません」とする方が自分にとっては一貫性があり、教育活動に臨む姿勢を毀損することがない対応です。

【質問事項 2】2008 年以前は自己評価がなかったとのことですが、2008 年にこの制度が新たに導入された理由や経緯について何か説明を受けましたか。

【回答】2008 年は 2018 年の間違いではないかと思います。2017 年 4 月から市町村立小中学校の給与負担が都道府県から政令指定都市に移管されたことを契機に、大阪市が 2018 年 4 月から新たな人事給与制度を導入したということです。説明については、2018 年 5 月 28 日に市教委から組合（教職員なかまユニオン）に提供された資料 3 枚、および、2018 年度「人事評価制度運用の手引き」の一部（表紙、目次、はじめに）を添付します。それまでの大阪府の「評価・育成システム」の能力評価には自己評価がなかったのに、2018 年度からの大阪市独自の「人事評価制度」の能力評価に自己評価を求めるようにした理由の説明は受けていません。

【質問事項 3】他に同様な訴えをしている教員はおられますか。

【回答】表に出ている訴えとしては他には知りません。しかし、確信をもって自己評価の数字を記入している人はいないのではないか、自己評価がないほうがいいと思っている人が多数ではないかと思っています。

【質問事項 4】当会の 2006 年の大坂府教育委員会委員長宛の要望書について、いつどのように知りましたか。要望書の要望内容は、必ずしも貴殿の訴えの内容とは同一ではないようにも思われますが、要望書を引用された理由は何ですか。

【回答】大阪弁護士会の 2006 年の大坂府教育委員会教育長宛の要望書は、私が 133 名の申立人の一人であったため、出された時点で知りました。申し立ては、人事評価制度が導入された時点で、制度全体の問題点を訴えたものであり、今回の申し立ては、大阪府の「評価・育成システム」にはなかった能力評価に対する自己評価強制という私個人が受けた人権侵害を訴えたものです。要望書の根拠となっていた教育基本法の条項は 2006 年 12 月に変更され、事態はさらに進んでいますが、教育の本質からする問題提起、苦情処理委員会の性格等についての提言は、今回の問題の前提の認識としたいと思いました。要望書が出て以降の経過についてのいくつかの資料（CEART2008 年 9 月中旬報告等）を同封します。